

Department of Agricultural and Resource Economics

Working Paper Series

No. 12-F-01

農業金融特質論再考

泉田 洋一*

2012年 1月

**The University of Tokyo
Yayoi, Bunkyo, Tokyo 113-8657
Japan**

* 〒 113-8657 東京都文京区弥生 1-1-1
東京大学大学院農学生命科学研究科
農業・資源経済学専攻
農村開発金融研究室
email : aizumid@mail.ecc.u-tokyo.ac.jp

農業金融特質論再考

泉田 洋一

1. はじめに

日本の農業金融を論じる際にしばしば取り上げられてきたのは農業金融の持つ特質という点である。その論理は、農業の独自の特質が農業金融の困難を生み、ひいては民間金融機関の農業融資忌避という態度を招来する、そのために農業金融専門機関の創設を含む政府支援策が必要というものである。この農業金融特質論は、加藤讓の教科書『農業金融論』（加藤[1983]）に見られるように、日本の農業金融論のコアに位置していた。

しかし、そもそも農業金融特質論とは何であろうか。農業金融特質論を、農業における金融が他の産業部門の金融と比較してどういう性格なり特徴をもつかという議論とすれば、それは中小企業金融でも、食品産業金融でもありうる議論であり、とりたてて特質ということ強調することもないように思える。特質という言葉を使うからには、比較から得られる特徴を超えた意味が込められているはずである。

実のところ、従来の農業金融特質論は、マル経の農業経済学者が明確に述べてきたように、農業金融は通常の金融原理には乗らない特殊なものという理解から出発している。農業金融特質論を近経の立場から定式化した加藤の議論も、農業金融は通常の金融機関からは十分な資金の融通が得られないという意味で「スペシャル」という理解に立っている。農業金融特質論は単に農業金融の特徴を羅列したものではないのである。

ところで農業金融特質論については、率直に言って、以下のような疑問点がある。

まず第1に、農業金融特質論はすべての国の農業にあてはまる議論なのかという疑問である。アメリカの農業金融論の教科書では（例えば Lee et al.[1988]）、加藤が展開した内容での農業金融特質論は扱われていない。とすれば、農業金融特質論は、アメリカ（ひいては EU、あるいはオーストラリアやブラジル等の農業）のような日本と異なる農業形態をもつ国の農業には適用できない論理ということになる（註1）。これは正しい理解であろうか。

第2に、仮に農業金融特質論が妥当する国を限定したとして（例えば日本）、農業金融特質論は、その国の農業一般にあてはまるのかという問題がある。農業といっても畜産と稲作では金融の在り方も違って来る。土地改良というインフラ整備的部分にかかる資金と個別経営の投資（例えば農業機械の購入）に関わる資金とでは、金融の性格も違って来る。農業金融特質論は農業金融のどこをみた議論なのかを整理しておく必要があるのではないだろうか。

第3に、第2の点とも絡むが、農業金融の特質も農業の変化によって変化するものではないかという点である。日本農業において農家数が大きく減少し、法人経営体の比重が大きくなってきている現在（註2）、従来の農業金融特質論にも変更が求められるとみられる。

第4に、長期的で危険性が高い等の性格を付与した加藤讓の農業金融特質論と、齋藤仁が『農業金融の構造』（齋藤[1971]）の中で論じた農業金融構造論とをどう統一的に理解すべきかという課題もある。あとで詳細に議論する通り、両者とも日本の農業金融の特

徴を論じたものであり（両者の分析の焦点はずれているが）、ふたつの論理の関連をきちんと整理しておかなければならない。

農業・農村金融論の深化のためには、農業金融特質論に関わる以上のような疑問点を包括的に検討し、的確な回答を提出するための作業が必要であると考ええる。これまでの農業金融特質論の前提や、その論理構造を検討しながら農業金融特質論の意味を明確にすることが要請されているのである。

本稿の目的は、農業金融特質論を振り返り、その論理構造を吟味しながら、以上に掲げた疑問点にどう答えるかを検討するものである。農業金融特質論は、いかなる前提のもとでの議論であり、農業金融のどこを対象にした議論なのかを明確にすることで、日本の農業・農村金融論を再構成する際のヒントを得ることができよう（註3）。

本論文の構成は以下の通りである。まず第2節では、農業金融特質論についての文献をレビューする。レビューの中心にあるのは、農業金融特質論を確立した加藤[1983]であるが、加藤以前の文献にも丹念に目を通すつもりである。また農業金融特質論を批判した齋藤[1971]の論点にもふれる。更に FAO の農業金融特質論や、マイクロファイナンスの議論の中で取り上げられている「低所得国の農業金融の特質」についてもその論点を紹介しておきたい。こういった外国の文献における議論も日本の農業金融特質論と類似した内容を持っているし、今後の農業金融を考える際には大いに参考になるであろう。続く第3節では農業金融特質論の論理を検討する。これまでの農業金融特質論は、零細な家族経営農家を念頭に置いたものであること、その議論は農家の資金需要の特徴に焦点をあてたものであることが指摘される。その上で、農業金融が通常の金融には乗り難い性格を有するという点を、信用制限論の視点から整理する。最後の第4節は結論であり、農業金融特質論の検討を踏まえて農業・農村金融論をどう再構成するかについて触れる。

（註1）加藤は『農業金融論』第2部（この第2部は「農業金融の特質」と題されている）において「農業金融に対する公的介入は、わが国だけにみられることではない」（加藤[1983]、p.121）として、アメリカの農業金融を例に出している。こうしてみると、加藤はアメリカにおいても農業金融特質論が妥当すると理解しているようであるが、零細性といった農業金融特質がアメリカ農業に妥当するとは思えない。このことから言っても、加藤の議論の内容を批判的に検討する必要があることがわかる。

（註2）農林水産省[2011]。

（註3）ここでは深入りしないが、農業金融をより広い視点から議論するときには、資金供給者（預金主体）、資金需要者、金融機関という三つのユニットを含む「システム的アプローチ」が望まれる（拙書[2003]）。後でも論じるが、従来の農業金融特質にかかる議論は、特定の資金需要者の性格を前提にした資金需要の特質を中心に議論したものであり、システムとしての農業・農村金融という視点からみれば、部分的な議論でしかない。例えば、日本の「農村金融」の特徴を示す「資金のすれ違い」という事象は、農村住民の貯蓄活動の内容と金融機関の資金調達・運用の内容を吟味しておかないと、十分に理解できないであろう。

なお、農業金融における「システム的アプローチ」を突き詰めて考えると、農業という産業の「場」としての農村を念頭に置き、その農村における金融現象を全体として議論すべきということになる。したがって貯蓄の主体も含めて、農業金融論は広く農村金融論ないし農業・農村金融論として議論しなければならない（これは Adams[1995]の指摘でもある）。ただ本稿では、システム的な意味を込めて議論

するとしても、農業金融特質論は農業生産にかかわる資金の特質に焦点を当てるものであり、その意味で、農業金融の特質という用語を使うのが適当と判断した。

2. 農業金融特質論：レビュー

2.1 加藤讓『農業金融論』（1983年）以前の農業金融特質論

農業金融特質論をもっとも精緻な形で議論したのは1983年に刊行された加藤讓『農業金融論』である。加藤はこの書の中で農業金融特質論を克明に論じ、その定式化を図った。それは農業金融特質論の完成でもあった。したがって、このレビューにおいても、加藤の著作にまとめられた農業金融特質論の内容を中心に議論していくことになるが、加藤の定式化は、それまでの日本の農業金融特質論に関する諸文献を踏まえたものであるため、加藤のまとめ以前に書かれた関連文献を振り返っておく必要がある。なお加藤[1983]以降、日本では農業金融特質論に関する議論の深化は、拙稿（泉田[2003]あるいは泉田[2008]）で部分的にふれた以外は、ほとんどみられない。

さて、日本で最初に農業金融特質論を論じたのは牧野輝智『農業金融』（牧野[1925]）であると思われる（註4）。この本の目的は欧米の農業金融の紹介ということであるが、関連して農業金融の一般的特色についても触れている。牧野が挙げた農業金融の特色は、①期限の長期であること、②低利を必要とすること、③農業金融の安全性、という3点である。最後の農業金融の安全性という意味は、我々には耳慣れない特徴付けであるが、農業における貸出は、非農業部門にみられるような投機的な動きとは無縁であり、また土地担保をベースにしているが故に貸し手にとって安全確実ということである。

続いて小平権一の『農業金融論』（小平[1930]）をあげるべきであろう。これは小平の学位論文にもなった本であり、復刻版で900ページを超える大著である。小平はこの著書の中で独立した章を作って、農業金融の特徴について詳しく議論している。

小平は農業金融の特徴（実は「農業金融の理想」を含めているのだが）として、以下の10点を挙げている。すなわち、①農業金融の理想は一般金融界と相通ぜしめること（論者の解釈では一般金融の原理が農業金融にも通じるような状態を理想と考えた）、②農業者は一般金融市場においては弱者（農業界には資金は流れにくい）、③農業金融界においては資金の流通速度が頗る緩慢（資金の死蔵の故）、④農業資金の回収期間は商工資金よりも長きを必要とす、⑤農業金融界における資金需要の季節性、⑥地方的な資金過不足の著しい相違、⑦農家一戸あたり資金需要額は極めて零細、⑧農業信用における危険は割合に少ない（なぜなら農業は必需品を生産するもので常に一定の販路を有する、また農地担保によって資金回収にかかる危険は小さい）、⑨農業金融界における信用は低利であるべき、⑩農業金融界の資金流通の方法は商工金融と異なる（小切手、手形などが少ない、株式による資金調達も少ない）。小平の指摘している10点は、農業における資金需要の特徴だけではないところが面白い。農業金融全体の特徴を含んでいる。なおリスクの少なさという点は、前に触れた牧野の指摘と共通するものである。

続いて、河田嗣朗『農業金融の理論と実際』（河田[1939]）をとりあげる。この本の面白いところは、農業資金の需要、農業資金の供給、農業金融機関という順序で農業金融をトータルに議論しているところであろう。貯蓄についても農村世帯の貯蓄から議論してお

り、他の農業金融論とは一線を画すものである。この本においては農業金融の特殊性が緒論で議論されている。その論の進め方は次の通りである。まず農業の特質を、土地に依存する、動植物の生理作用に依存する、自然条件に左右される、生産に比較的長時間を要する、営利企業としてはとかく利潤の少ない、といった内容でまとめる。そういった農業の特質を踏まえ、農業資金のあり方を、財の区分をもとに詳細に議論する。

注意しておくべきことは、農業の特質を踏まえた農業金融の特質という論の進め方は、加藤の農業金融特質論と類似していることである。加藤自身が河田[1939]を参考文献に挙げているように、加藤の農業金融特質論の論理は河田に倣ったものとみられる。なお河田は、農業資金の性格を、消費金融、土地改良、建物、農業機械、家畜、経営資金などのカテゴリ別に論じており、この論じ方も農業金融特質論を再構成する際に有用である。

戦後に出版された朝倉孝吉『農業金融論』（朝倉[1949]）も農業金融の特質論からスタートして議論を立てている。重要な点は、特質論の前提として「我が国の農業経営は世界に類のない極度の家族的小農経営であるが、その農業の生産形態の特殊性が金融上に次の如き特色をもたらしていた」（p.21）という記述があることである。この記述は農業金融特質論を議論する際の前提として重要であり、あとで農業金融特質論の構造を検討する際に再度取り上げる。

朝倉は、このような前提のもとで、農業金融の特質として、零細性、季節性、資金の地方的過不足、長期信用、高金利性、年賦貸付、有担保金融を挙げる。掲げられた特質の中で、河田[1939]や小平[1930]と異なる点は、農業金融の高金利性という点を挙げている点である。高金利性を挙げた理由は、農村資金が都市に集中するという事態を是正するには、収穫の不安定性、価格の不安定性、小口需要といった性格をもつ農業金融は高金利でなければならないと考えるからである。リスクの高さ、金額の零細性の故に、政策的に特別の金融が用意されなければ、農業金融は高利とならざるをえない。この点は、農業金融は低利で有るべしという論理を裏返したものと考えられる。

続いて大内力『農業問題』（大内[1951]）を取り上げる。この著書の中で大内は農業金融の特質をマルクス経済学の視点から論じている。その特徴は、いわゆる C+V 論の上に立って小農は利潤を実現できないこと、加えて農家負債が消費金融的な側面を有することで、農業金融は近代金融の路線に乗れないとすることにある。したがって、農業金融には特殊な金融機関が登場せざるをえないことになる。

大内の特質論は、朝倉やあとで論じる加藤の農業金融特質論とは、かなり性格を異にする議論である。ただ農業金融の特質のもっとも基本的な部分を、小農との関係で議論した点は評価できるかもしれない。C + V 論は農業投資の低収益性を含意しており、次節での議論とも関連するものである。なお鈴木博・楠本雅弘は、『昭和後期農業問題論集農業金融論』における解題で、大規模農家の出現や、農家の生活の変化によって、大内の議論はそのままではあてはまらないと批判している（鈴木・楠本[1986]p. 326）。

続いて馬場啓之助編『日本農業読本』（馬場[1951]）の中で取り上げられた農業金融特質論についてふれる。ここでの農業金融特質論は、これまでみてきた特質論はやや趣を異にするもので、いわば二段構えの議論が採用されている。第一段目として、農業金融の一般的特徴が説明される。農業金融の特徴として、封鎖的な金融機構（一般金融機関は参加しない）、財政との深い関係（政策への依存度が強い）、特殊性と合理性（農業金融にお

ける特殊性を強調する立場と、農業金融といえども合理的な面を含んでいる立場と対立している) という三点が示されている。第二段目としては、農業金融を規定するものが議論されており、ここでは、農業金融における資本計算の困難(家計と企業の未分離)、資金需給の季節性、リスクの高い金融という3点を打ち出している。これまで農業金融の特質論として挙げられてきたこと(この本の中での規定要因は少なすぎるが)を農業金融の規定要因として第二段階で議論し、その規定要因を受けた農業金融の全体的特徴を、第一段階で論じているという論理が興味深い。

2.2 加藤の農業金融特質論

さて、加藤の農業金融特質論は『農業金融論』(加藤[1983])の第2部第3章に詳しく展開されている。この章における農業金融特質論の論理は、農業経済学の教科書の中で、農産物市場の特質(例えば荏開津[2008]における農産物価格形成の特質)として古典的に論じられるものと類似している。

加藤は、河田[1939]の議論と同じく、農業金融の特質を農業の特質から論じる。農業の特質は、農業の技術的特質と農業の産業構造的特質のふたつからなる。前者については、必需品としての食料を生産すること、生産物貯蔵の困難、土地使用の重要性、強い収穫逓減の作用、生産に対する自然の制約の強さを挙げている。後者としては、きわめて多数の生産単位、一様に零細な生産単位、自給性の残存、多数の生業的経営の存在、希薄な発展的要素、の5点をあげている。希薄な発展的要素という点は、東畑精一が『日本農業の展開過程』で主張した「単なる業主」としての農家という規定に倣ったものであろう。

以上のような農業の特質を踏まえて、加藤は農業金融の特質を、①長期性、②危険性、③季節的繁閑、④地域的過不足、⑤団体貸付の大きな比重、⑥担保としての土地の重要性、⑦個々の零細性、⑧全体としての大量性、⑨消費との結縁、⑩強い低金利への要求、という10の項目にまとめている。

加藤の論理は、農業の技術的特質と農業の競争構造的特質の二面から、農業金融の特質を定式化したことに特色がある。もちろん、特質については加藤独自の視点から取り上げられており、例えば朝倉孝吉の「高利性」を、「強い低金利への要求」としたのは加藤独自の取り扱いとみてよいであろう。また、農業金融の特質の中に低収益性という点を入れていないことも重要であろう。次節でみるように、農業金融について政策の必要を強調する立場からは、特質としての低利性が強調される。

以上のような精緻な議論にあえてコメントするならば、以下のような点が挙げられるであろう。

まず第1に、加藤の議論には、朝倉が行ったような前提の明示がない。言い換えると、農業金融の特質とされる部分の大半は零細な家族農業という性格から生じることを明示していない。もちろん、加藤における農業の特質は、零細な家族農業の特質の記述にあふれており、インプリシットには、家族小農を前提したものであることは疑いない。

第2に、加藤の著書における農業金融特質論の論理には注意が必要である。実は、加藤の著書の第2部全体が農業金融の特質論となっている。つまり第2部「農業金融の特質」は、第3章「農業金融の特質(付論における信用制限論を含む)」、第4章「農協金融の季節的変動」、第5章「農業貸付の種類」第6章「農業金融機関の設置」からなるのであるが、これらの全体が加藤にとっての(広い意味での)農業金融特質論であった。ただ加

藤の広い意味での農業金融特質論も、それでも先に註2で示したようなシステムの接近とはなっていない。2部全体における論理は、資金需要の特質を論じ、その特質の一部について実証をいれて説明し、最後は農業金融機関の設置という流れになっている。

なお第3章の補論として、信用制限論をかなり詳しく書き込んでいる点は興味深い。信用制限論は資金供給サイドの行動とも繋がるものであり、資金需要の特質を超えた議論である。この点をもう少し敷衍するならば、前に述べた通り、第3章で議論している加藤の農業金融特質論は、農業資金需要者側の資金需要にかかる特質とみなされる。ところが信用制限論は、農業市場の供給サイドと需要サイドのせめぎ合いの結果として生じる現象であり、資金需要の特質を超えた「農業金融市場」の特徴である。したがって、加藤の論の立て方には、農業金融特質論は農業資金需要の特質を中心としながらも、そこに限定されないという意識があったのかもしれない。

ところで信用制限論は農業金融の特質論とどう関わるのであろうか。農業金融の特質の故に農業へは資金が十分に流れないという論理で考えるならば、信用制限論は農業金融のもつ特質が農業金融市場で具体化したものということができる。したがって、信用制限が農業にだけ起こるものではないにしろ、農業金融特質論を議論する際には、金融機関の行動を含む農業金融市場の在り方に十分な目配りをしておかなければならないことになる。

第3に、農業金融特質論を議論するときどのような財を念頭に置いた議論か不明確である。資金でもって購入される財の性格によって金融の性格がかわってくる。河田が行ったように、供与された資金が向かう財ごとに、資金のもつ性格を明確にしておく必要があったのではないか。

第4に、実証とのリンクが薄い。実証的に細かく議論されているのは季節性ぐらいである。とりわけ危険性のところは実証的に議論されてしかるべきではないだろうか。戦前の何人かの研究者は、農業金融はリスクは低いと論じている。中小企業金融や住宅金融に比べて農業金融は本当に貸出リスクが高いのかといったことを、例えば農業における延滞率と中小企業の場合のそれと比較しながら検証することが必要ではなかったのか。加藤の示した農業金融特質の諸項目の中には、こういったエンピリカル・クエッションの対象となるものが多く残っている。

2.3 齋藤による農業金融特質論批判

続いて、加藤の定式化より以前に出版された著作であるが、加藤の農業金融特質論への批判になっているということで、齋藤仁『農業金融の構造』（齋藤[1971]）における議論を取り上げる。

まずは農業金融特質論に対する齋藤の批判に耳を傾けてみよう。

「農業金融の特徴は、しばしば、一件当たりの金額が零細である（小口金融）とか、短期資金は季節性を強く持つとか、長期金融の比重が高いとか、あるいはまた土地担保金融が多いとかの諸点に求められる。しかし、小口性とか季節性とかは、必ずしも農業金融だけのものではないし、またそういうことが多少いえるにしても、相対的なものにすぎない。長期金融が多いとか、土地担保金融が多いといったことも、今日の大企業における金融のあり方を考えれば、これを農業金融に特有のものとするわけにはいかない。

そもそも抽象的な次元で農業という産業部門をとり上げて、その金融の特徴を求めようとするのは無理なことであって、そこではまず農業の担い手の性格が問われなければなら

ないであろう。そして、実は、右のような農業金融の特徴づけも、日本や西ドイツ農業のように、それが小農民によって担われている場合を、漠然と念頭に置いてなされている、と見てよい。

しかし、小農民が農業の主たる担い手であるということは、何よりもまず、農家が社会的資金の配分にあずかれず、資本主義の金融から疎外されていることを意味するであろう。そして、その点こそが、もっとも基本的な特徴をなす、としなければならないのである」（齋藤[1971]、pp. 3-4）。

この批判は、齋藤の著書以降に出版された加藤の農業金融特質論にあてはまる批判である。この批判のうち、小農民を前提にした議論という点について言及しておきたい。実のところ加藤の論理も小農民を「漠然と」念頭においている。それは、前に述べたとおり、加藤の議論における農業の特質が小農の特質であることから、間違いなことである。しかし加藤は、朝倉が行ったような家族的な小農経営を前面に出した説明を行っていない。そのためにアメリカの農業金融における公的介入を日本の農業金融特質論と同じ論理の延長線上で議論する羽目に陥っている。齋藤の批判は受け入れざるをえない指摘なのである。

ところで、齋藤は以上のような批判を踏まえ、農業金融の特質論を退けた上で、日本の農業金融組織の特徴として以下の4点をあげる。それは、第1に農業金融の担い手が公庫や農協などの非営利的政策機関・人為的機関であること、第2に資金の性格がすぐれて政策的であること、第3に金融機関相互の競争がきわめて微弱であること、そして第4に農業金融は金融の全体構造の中で相対的に独自の閉鎖的領域を形作っていること、の4点である。これらは日本の農業金融あるいは農村金融の理解にとって重要であり、傾聴に値する内容と重みをもっている。ただし、農業金融特質論との違いは意識しておかなければならない。齋藤の議論は農業金融の産業組織論的あるいは農業金融の構造の議論というべきものなのである。

齋藤の議論は、馬場啓之助編（馬場[1951]）で議論された二段構えの議論の第一段階でのそれと類似している。前に述べたように、馬場編[1951]における農業金融特質論は二段構えのものであった。第一段は農業金融組織の特徴であったが、それは齋藤の議論と類似している（もちろん齋藤の方がはるかに詳しく議論しているのだが）。しかし馬場啓之助編にある議論では、農業金融組織の特徴を規定する要因が第二段階で議論されていたことを忘れてはならない。齋藤の議論にはそれが無いのである。小農民の金融がなぜ「資本主義の金融から疎外されるのか」については、その資金需要の特徴とそれを踏まえた金融機関の行動を検討することが必要だったのではないかと判断される（註5）。

2.4 農業金融への政策的支援の根拠としての特質論

農業金融特質論は農業金融政策の根拠として多く使われた。例えば、農林水産省は次のように説く。「農林水産業は、自然条件に左右される豊凶変動、また、それに伴う農林水産物価格の変動といったリスク性、経営規模が一般に零細であることによる低収益性、信用力の脆弱性、さらに、投資の回収期間あるいは懐妊期間の長期性等から、一般金融には乗りがたい性格を有しているといえる」（農林水産省[1993]、p. 1）。

あるいは次の例では以下のように説かれている。「農林水産金融には、およそ次のような特質があります。まず第1に、経営が不安定で、収益力が弱く、信用力に乏しいため、農林水産業は一般の金融機関の融資対象としては危険を伴います。また、小口資金を扱う

ため金融コストが高くつきます。そして、こうしたことを背景に金融機関との力関係は弱い立場に置かれています。第2に、土地改良事業、造林事業等面的な広がりをもった共同投資が多く、またこれらは投資回収期間・懐妊期間が長期に及びます。このため、長期・低利で、しかも農林水産業者が組織する集団を融資対象とする特別な金融措置が必要とされます。第3に、資金の季節性や、地域的な過不足があります。農林水産金融には、一般にこのような特質があるため、農林系統等の専門の金融機関や長期・低利の制度金融などが設けられ、農林水産業が必要とする資金の安定供給が図られています」(農林水産金融研究会[1984]、p. 2)。

ここに引用したふたつの文献ともに、その農業金融特質論は、加藤が述べたところと共通しており、農業金融の特質という点が農業金融政策の根拠となっていたという点が確認できるであろう。ただ加藤の述べたことと違っているところが一点だけある。それはここで引用した最初の文献において、低収益性を農業金融の特徴に数えているところであろう。これは加藤にあっては「強い低金利への要求」とされていたものである。この違いは、大内の C+V 論とも絡む重要なポイントでもあり、次の節で改めて検討することとしよう。

2.5 外国における農業金融特質論

外国、とりわけ発展途上国と呼ばれる国々の農業金融を念頭においた議論の中には加藤の議論と類似した農業金融特質論がある。特に注目されるのは、FAO/GTZ の農業金融特質論と、マイクロファイナンスの有効性に関する議論の中で出てくる農業金融ないし農民金融の特質論である。前者はFAO/GTZ の AFR (Agricultural Finance Revisited) というシリーズの中で詳しく議論されている。後者には、マイクロファイナンスと農業(ないし農民)との関係を論じた幾つかの文献があるが、本稿では代表的なものとして Harper[2007] と Marvant-Roux[2011]の議論を紹介したい。

まず FAO/GTZ の AFR における農業金融特質論についてであるが、注意しておくべきことは、シリーズが登場した背景として、農業・農村金融のパラダイムが変わったことがある点である。拙著[2003]でも述べたが、1980年代から1990年代にかけて、「政策金融による資金注入型農業金融」から「市場機能を重視した農村金融」へのパラダイム変更が起きた。AFRはそのパラダイムの変更のもとで農業・農村金融をどう再構築すれば良いのかという問題意識から書かれたものである。当然ながら議論の対象にあるのは、途上国の小農 (smallholders) にかかわる金融である。

そういった議論の背景と対象を頭に置いて、FAO/GTZ の農業金融特質論を紹介すると、AFR No. 1 (FAO[1998]) では農業金融の特質(Unique Features of Agricultural Finance)として次のような諸点が挙げられている。

①農家の位置の分散(金融機関へのアクセスが難しくまた取引費用がかかる)、②農家の多様性(農家経営の生産品目、兼業度、規模等の多様性)、③農業生産と所得の季節性、④農業投資の低収益性、⑤農業投資のリスクの高さ、⑥担保設定の難しさ。それぞれに詳しい説明がついている。

また AFR No. 3 (FAO[1999])では、「農業貸出の特質」(Unique Features of Agricultural Lending)として、⑦政治の影響を受けやすい、⑧貸手と借手の双方にとってリスクがある、⑨取引費用の高さ、⑩農業に特有の資金需要(長期性や季節性など)、⑪担保資産の不足、⑫生活と生産とが未分離、といった点を挙げている。AFR No. 3では「農業貸出の

特質」とされているが、需要側の要素を取り込んだ書き方になっており、「農業金融の特質」に関わる内容とあってよいであろう。

AFR No.1 と AFR No.3 における農業金融の特質はその内容が微妙に違っているが、基調はほぼ同一であり、全体として途上国の小農を対象にした農業金融は、高コスト・高リスクという性格をもつことが強調されている。

さて AFR における農業金融特質論と加藤の農業金融特質論とを比較してみよう。両者は類似点もあるが、異なる点もある。まず AFR No.1 にあって加藤にないところは、農家の多様性（経営形態と作目）と、低収益性という点である。農家の多様性は重要な点であり、そこからくる資金需要の特徴は多様という特徴をもつことになる。この点は農業金融特質論の中に追加してもよい項目であると考えられる。もうひとつの低収益性というところはどうか。FAO/GTZ の農業金融特質論における低収益性という点の論理はもうひとつ不明確である。農業投資における収益性の低さが農業金融のあり方に影響していると判断されているのであろうが、低収益性が金融のあり方に影響を及ぼす経路は明確には説明されていない。なお、加藤の農業金融特質論にあって AFR にない点は、長期性あるいは共同性といったところである。総じて、両者に差はあるが、決定的な違いは感じられない。

ただし、農業金融の特質を踏まえた政府支援策が必要という点は、政策主導型の農業金融の失敗という反省があって、AFR では認められていない。ここは加藤の論点と大きく異なる点である。AFR では、農業金融の特質の故に、自由放任のもとでは民間の営利金融機関の農業融資撤退（ないし縮小）が起こることは認められているが、そういった特質をもった農業金融を、補助金なしに、如何にして持続させるかという視点から、取引費用やリスクの削減のための方策を論じている。

続いて Harper[2007]の議論を紹介する。この論文は『マイクロファイナンスのどこが悪いのか』(*What's wrong with Microfinance*) という題を持った本の中のひとつの章である。本の題から推測されるとおり、本の中に掲載されている諸論文はマイクロファイナンスの難点あるいは課題を取り上げている。

Harper の論文は「マイクロファイナンスと農民」と題して、マイクロファイナンスは農民（この論文の場合は耕種農業を行っている農民）に十分なサービスを提供していないと論じている。その内容を述べると、まず著者は農業を耕種に限定する。畜産は実のところマイクロファイナンスがフィットしており、問題は少ないと言う（もちろん加工や小規模ビジネスにもマイクロファイナンスは融資しており、そういった分野でも問題は相対的に少ない）。この論文が対象とする農民は小規模な家族経営農家（smallholders）であり、その小規模農家の作物むけ資金供給（crop finance）が議論の対象となっている。

Harper は小規模農民の耕種農業に対してマイクロファイナンスは十分なサービスを提供できていないと主張する。その適合しない理由としては、マイクロファイナンスの融資内容と耕種農業の資金需要とのミスマッチ（例えば、グラミン銀行の古典プログラムにおける各週返済が耕種農業の収入獲得パターンと合っていない）ということもあるが、決定的理由は耕種農業の投資収益性が低いことにある。持続性を強調するマイクロファイナンスの貸出利率は高く、その高い利率の資金を、耕種農業に携わっている小農は利用できないとするのである。ここは先に見た農業金融の特質として度々指摘される農業金融の低利性という点と絡むポイントである。ただ FAO の AFR と同じく、農業投資の収益性の低さが

どういふ論理で問題となるかはわかりにくい。

なお Harper の論文では、農民への貸出資金の性格を資金用途ごとに議論しているが、この点は学ぶべき点であろう。例えば、病気のため緊急に資金を必要とする場合、資金の特徴として、小口性、ゼロの収益性、資金を必要とする時を予想できないこと、リスクの高さ、などが指摘されている。また小商いへの融資の場合、小口性、収益性の高さ、収益が連続的に得られること、リスクの相対的低さ、季節性の欠如、特別の技術は不要、市場とのリンクも不要、といった特質が指摘される。このように、特定の資金用途ごとに具体的な特質を議論するというやり方は好ましいと思える。

なお Harper の議論では、問題点の指摘はされているが、問題解決の方向性については十分に言及されていない。

Marvant-Roux [2011] もマイクロファイナンスと農業金融との関係を議論している。この論文の著者は、高コスト・高リスク、農業投資の低収益性という農業金融の特質を前提にすれば、Harper の議論と同じく、持続性を強調した高利のマイクロファイナンスは農業に十分な資金を供与できないとする。しかし、著者は、Harper と同じ理解の上に立ちながらも、Harper とは違って、新しい提案をする。その提案とは、政府の役割を一定認め、政府と民間の共同による資金供与など、従来のパラダイムを一步先に進めた第三の途を模索しようというものである。著者はもちろん政府による資金注入型農村金融から持続性を強調した市場友好的な農村金融パラダイムへの変更を妥当と認める。その上で、次の段階の農村金融では、政府か市場かという二者択一型の思考法を退け、両者をうまく組み合わせるといった中間型の可能性が望ましいとしている。その提案の背後には、近年において情報の経済学や契約理論が進化しており、情報の非対称性を克服する方策の探求が進んだこと、また統治についての研究も進展していること、すぐれた統治構造をもった政府主導型農村金融機関が成功している事例(タイの BAAC など) の存在等がある。極めて興味深い論点である。

ともあれ、マイクロファイナンスを議論する論者の中には、持続性を強調したマイクロファイナンスは小農に対して有効な資金サービスを行っていないと批判する研究者がいることに注目しておくべきであろう。また日本の農業金融特質論が低所得国の農農業金融に対して妥当する部分があることを再認識させられる議論である。低所得国の農業金融は、もちろん対象を限定して議論しなければならないが、「近代的金融」が乗りにくい特別のものといふことができるであろう。

(註4) 竹中久仁雄[1971]によれば、日本における農業金融の本格的な研究は伊藤清蔵『農業金融論』(1900年、裳華堂)であるとされる。伊藤の著書は、農業金融の実際と原理の理解に役立つ農業金融論を作ることを目指したものであるが、農業金融の特質論は議論されていない。

(註5) 泉田[1995]が行った政策金融の産業組織的な分析は齋藤の農業金融構造論の系譜に位置づけられる。

3. 農業金融特質論の論理

3.1 前提としての家族小農

さて以上のような文献レビューを踏まえて、農業金融論の特質をどう考えればよいのかを検討しよう。その際には、既存文献の検討から浮かび上がった論点を中心にしてこれまでの農業金融特質論の論理を明確にすることが求められるであろう。その論点とは、議論の前提、農業金融特質論と農業金融構造論との関係、農業金融特質論は何を対象にした議論なのか、そして農業金融はなぜスペシャルなのか、という4点である。

まず第1に、議論の前提についてである。その際に、どのような農業を念頭に置いた議論なのか、特に農業の担い手の性格をどう設定するかが問われる。

この問題に対する回答は、朝倉孝吉、大内力、あるいは齋藤仁らの文献の検討からいって明らかであろう（加藤の農業金融特質論の内容も実質的にそうである）。つまり、農業金融特質論は家族小農を前提した議論なのであり、農業金融特質論は、家族小農をベースにしたアジアやアフリカの農業には適合するが、アメリカ、オーストラリア、あるいはブラジル等の大規模な企業的農業には当てはまらないことになる。アメリカの農業金融論の内容が、加藤やFAOの書いているものとは大きく異なることは、対象としている農業の差異からくる。この点は自明なこととはいえ、しっかりと確認しておくべきことである。

もちろん、農業金融特質論が家族小農には適合するとはいえ、それぞれの国の農業には日本農業の事情と違う部分もあり、対象とする国の農業事情をみながら、その妥当性を個別的に検討することが必要であろう。なお従来の農業金融特質論が、家族小農を前提にしていることを考えれば、比較的規模の大きな経営体や法人経営が登場しつつある今日の日本では、従来型の農業金融特質論はリアリティを失ってきているといわざるをえない。今後の農業・農村金融論は、従来の農業金融特質論から脱皮することが求められる。

3.2 農業金融特質論と農村金融構造論との関連

第2に、農業金融特質論と農業金融構造論の関連である。この関連を議論するときには両者がどこを対象にして議論を組立てているかを明確にするべきであろう。農業金融特質論は、家族小農を前提にして、その家族小農が資金を需要するときの資金の性格をみている。その資金の性格は、資金が向かう財の特質によって規定される。他方で、農業金融構造論は、農業（あるいは農村）における金融機関の資金調達行動や、金融機関相互の競争関係、また部門内の資金循環を含めて、農業金融（あるいは農村金融）システム全体の特徴を議論しているように見える。両者のみている対象は、オーバーラップしながらも、ずれているのである。

資金を需要する経済主体の性格をみながら、農業金融における資金需要の特質を議論することは、当然に求められる作業である。そしてその作業を踏まえて、より広い視点から、農業金融のもつ構造的（あるいは産業組織論的）特徴を議論することも、当然ながら求められるべき作業である。この場合、より広い視点からの議論は、貸出資金の原資調達、農村家計の貯蓄行動、政策的対応等を含むのものであり、農村金融あるいは農業・農村金融として議論を進める必要があるだろう。資金需要の特質をみながら、そこを一部として含むような農村金融の構造的（あるいは産業組織論的）分析を行うことは重要なのである。

3.3 資金使途を念頭において論じる

第3に、農業金融特質論の対象ということである。この点については、加藤讓の農業金融特質論を議論した箇所指摘したように、そこに掲げられたポイントのほとんどが、資金需要における特徴であったことを思い起こすべきであろう。その場合、資金の特質は、

資金を需要する農民の性格を前提にして、資金が向かう財の内容によって決まってくる。つまり、農業金融の特質を議論するときには、どのような組織形態の農業経営体が、どのような財に向かう資金を必要としているのかが検討されなければならない。その作業を踏まえて、農業資金需要の特質が明らかにされる。農業金融一般の特質論は、それぞれの使途に向かう農業資金がどういう特質をもつかを明確にしておかないと意味をなさない。

このことを示すために、資金使途とそこから派生する資金需要の特徴を関連づける表を作成してみた（下表）。この表から、例えば、小規模な稲作経営を前提にした場合、肥料や種苗にかかる資金は当然短期的なものであり、季節性を有し、豊凶の変動を免れないことからリスクもあるが、長期性という性格はもたないことがわかる。また稲作農家が耕耘機を購入する場面を想定し、耕耘機のための資金需要を考察すると、これは中長期的性格をもったものとなる。このように、想定されている資金使途によって資金の特質の内容が違ってくるのである（註6）。

農民の資金需要の特質 (小規模家族経営農家を前提)							
資金の使途	長期性	零細性	季節性	危険性	共同性	地域性	消費との結縁
種苗	×	○	○	○	×	○	△
肥料	×	○	○	○	×	○	△
飼料	×	○	×	△	×	○	△
農機具	○	○	×	△	×	○	△
畜舎等の施設	○	○	×	△	×	○	△
動物(母牛)	○	○	×	△	×	○	△
肥育用子豚	×	○	×	△	×	○	△
土地購入	○	△	×	△	×	○	△
農場購入	○	△	×	△	×	○	△
土地改良(開墾)	○	×	×	△	○	○	△
灌漑・排水	○	×	×	△	○	○	×
医療費	×	○	×	○	×	×	○
生活費	×	○	×	○	×	×	○
小商い	×	○	×	△	×	×	○

註：○は妥当する、×は妥当しない、△は断定できないとした。
当該使途に資金を使用した場合の資金借入にかかる特質である。

こういった使途別にみた資金の特質の検討を前提にして、ある特定の国の農業金融が共通してもつ特徴が拮定できれば、あるいは資金使途としてメジャーなものからくる資金の特質が確定できれば、そういった特質がある時点におけるその国の農業金融の特質ということになる。その一般的な特質は当該国の農業構造や経済発展段階、あるいは地域的事情によって異なるであろう。

ただし、低所得国で耕種農業に携わっている零細農民が、肥料、農薬、種苗といった經常投入財の購入用に資金を借りる場合には（つまりいわゆる BC 的な技術が広く要請されている農業では）、一般に高コスト・高リスクという性格があるということは認められる

であろう。表における最初の2つの項目からいって少なくとも零細性と危険性は妥当するものと考えることができる。

さて、農業金融の特質として幾つかの文献が示した「低利性」あるいは「農業投資の低収益性」についてはどう考えればよいのであろうか。まず、ある財に向かう資金の特質として低収益性があるかと問われれば、それが常に付随する性質とはいえないことは明白であろう。稲作農民が化学肥料むけの資金を需要している場合、この肥料への投資が常に低収益かといえ、一概にはそうはいえない。ある農家の投資の収益性は十分に高く、別の農家の投資収益性は低いとみるのが一般的であろう。もし、仮にすべての投資が貸出利率以下の低収益しか得られないとすれば、それは残念ながら、金融の対象にそもそもなりえない。もちろんあとでみるように、セクター全体としてみた場合に、投資収益性が低く、それが金融機関の態度に決定的な影響を及ぼすということはあり得る。しかし、低収益性は一般性をもった資金の特徴として掲げられる項目とは思えない。低収益性は農業金融の特質に計上されるべきではないのである。

なお、資金の借り手にとっての高費用・高リスクと、貸し手にとっての高費用・高リスクは違うことに注意しておく必要がある。表には載せていないが、農家の地理的分散、農家の作目の多様性等から、貸し手にとっての高コストという点は更に強化される。また、取引費用の転嫁ということもある（拙稿[1995]）。貸し手にとってのリスクは、借り手が担保・保証人をどこまで提供できるか、他の源泉からの所得獲得状況などによって変わらう。

3.4 なぜ農業金融はスペシャルなのか

家族小農を前提にした場合、その家族小農への金融サービスには特有の困難が生じる。その家族小農にとっての資金借入れの困難こそが農業金融特質論の核となるポイントなのである。当然ながらこの点はいわゆる信用制限論とかかわるものであり、信用制限の論理を使った議論にならざるをえない。なお、小農を対象とした信用制限の議論には、前節で示唆した通り、農業投資の高リスクや部門としての低収益性が含まれることに注意しておくべきである（註7）。

小農が信用制限を蒙る理由としては、まず、情報と取引費用の問題がある。先の表で見たとおり小農民の資金需要は極めて零細である。例えばベトナムでの社会政策銀行の融資は1990年代平均で100ドル程度であった。バングラデシュのグラミン銀行でも取引される一件当たり金額は小さい。こういった小口の資金需要に対して、通常の金融機関は情報収集を行わない。所得や資産保有状況からみた返済能力、資金用途のもつ将来収益の見込み、借り手の人物像・性格を含めた信用のチェック等は資金供与を決定する際に必要となる重要情報であるが、要求されている信用の額に比して情報収集の手間やコストがかかりすぎて、金融機関はそもそも情報の収集を行わないのである。したがって潜在的顧客が信用に値するかどうか（creditworthiness）の審査すらできないことになる。

個々の融資希望者に対する審査ができない場合、セクター全体としての認識が融資に大きな影響を与えるであろう。ここでもし逆選択やモラル・ハザードがおきないと仮定されれば、高コスト・高リスクの部分を考慮して、利率にプレミアムをつけて貸出利率を上げることがなされる。しかし、情報収集にはコストがかかりすぎるという状況の下で逆選択やモラル・ハザードを克服するような制度的枠組みが整備されていない場合、利率を上げ

て対応することは金融機関にとって得策ではない (Hoff and Stiglitz[1990])。利率の上昇は優良な顧客の脱落を生み(逆選択)、金融機関の収益に悪い影響を及ぼすであろう。また高リスクの投資に向かう借入者がでてくる (モラルハザード) かもしれないのである。

逆選択とモラル・ハザードを克服するための制度とは、例えば、担保・保証の適用といったことが考えられる。しかし、国によっては、小農は担保となる資産を持たない、あるいは私有財産制度そのものが未整備という場合すらある。また、デフォルトに陥った場合に担保となった資産を競売にかけて処分する等の措置が可能となるには、民法の整備と、法が効力をもつような裁判制度を確立しておかなければならない。こういった社会制度 (金融インフラ) の未発達ということも大きい。金融インフラの未整備という事情のもとで金融機関は貸出利率を上げて対応することはせずに、そういった部門への融資自体をやめてしまう。つまり、借り手は現行の利率での貸出を希望するが金融機関は応ぜず、かといって金融機関側が利率を上げて対応することもないという信用制限が生じるのである。

ここで投資の低収益性ということは信用制限にどう関係するのであるか。ここは Carter[1988]の議論を借りて拙書[2003]ですでに論じたことであるが、再度復習しておくことにしよう。Carter[1988]は大農のグループと小農のグループを想定し、両者の間に平均的収益性とリスクの差があることを想定する (大農のグループの平均収益性は、小農グループに比較して、高く、またリスクは小さい)。この想定のもとで結論を言えば、個々の農民の情報把握が困難 (グループとしての平均収益率とリスクはわかっていると想定) という状況下で、特に利率の規制がなくとも、大農グループには資金が流れ、小農グループは資金を獲得できないことになる。もちろん小農の中には、平均的な農業の収益率を超えるような優秀な経営体がいるかもしれない。リスクをうまくコントロールしている農家経営体がいるかもしれない。しかし小農は全体として収益性が低くリスクもあると認識されている場合、金融機関は利率を上げて貸出を行うことをしない。利率を上げて金融機関にとっての収益は改善しない。したがって、現行の利率のもと資金を借りたいと希望する小農民に資金が流れないという状況が生まれることとなる。したがってセクターとして投資の収益性が低くリスクが大きいと判定されたセクターには資金が流れないことになる。低収益性は信用制限の要因のひとつなのである。

かくして、小農を前提にした貸出には特有の困難があることが確認された。最後に議論したセクターとしての低収益性は大内のいう C+V 論と似ているが、しかしそれは個々の農家がすべて低収益性に喘いでいることを意味するものではない。中には収益性の高い投資機会をもっている農家もあろうが、情報の制約下で決定的なことは部門としての低収益性なのである。

(註6) なおこの表におけるリスクの部分は常識的な判断をもとにしており、この表の判定が正しいかどうかは、比較軸を設定した上で実証的な検証を重ねて初めて確定できるものである。その意味で表は暫定的なものではない。

(註7) 筆者はかつて信用制限の論理をまとめたことがあるが (拙著[2003])、以下の叙述は基本的に拙著[2003]と同じものである。

4. 結論

農業金融特質論の論理構造はかなり明確になった。それは家族小農を前提にして、小農の資金需要における特質から派生するものである。特に、高リスク・高コスト、セクターとしての低収益性という特質が規定要因になって、小農金融を金融の原理に乗らないものとしているのである。そういう意味で小農金融は金融の原理にのらないスペシャルなものであった。

その困難を克服する方策としては、例えばマイクロファイナンスでみられたように、信用力のある顧客を低費用で見いだす仕組みがある。返済へのインセンティブを高めるような制度的工夫（契約履行の問題）も必要であろう。連帯債務を通じた集団によるモニタリングも、場合によっては、効果的であろう。日本農業の場合、政策的な支援の拡充によって農業における信用制限はもはや存在しないとされるが（加藤[1983]）、政策も状況によっては信用制限を克服する有効な方法であり、否定的にみるべきとは一概にいえないであろう。

農業金融特質論とは、家族小農を前提にした農業資金需要の特徴である。その資金需要の中味は、資金が向かう財の特質によって規定されるところが大きい。長期性、季節性、共同性といった「特質」はもっと細かく議論しなければならない。そういった議論を積み重ねた上で、農業金融をより広い立場からシステムの捉える必要がある。それが農村金融構造論ということになるだろうか。

農業金融特質論のこういった理解に立った場合、日本の農業・農村金融論はこれからどこへ向かうのであろうか。論じるべきことは多いが、農業の担い手が「相対的に大規模で多様な農業経営体」（泉田[2008]）に変化しつつあることを認めるならば、将来の農業・農村金融論は小農を前提にした農業金融論を超えたところにあるといわざるをえない。農業・農村金融論は農業金融特質論から脱皮しなければならないであろうし、また農業金融政策論を農業金融特質論から説くというやり方は使えなくなるであろう。脱皮したあとの農業・農村金融のイメージとしては、アメリカの農業金融論（Barry and Robinson[2001]）が主張するような「経営における財務管理」（資本の重要性の確認、経営財務の視点から見た土地の管理、流動性の確保等、リスク管理）といったことが、参考になるであろう。ここでは農業・農村金融は特別なものではなく、金融原理が貫徹できる世界になろう。小平のいうところの「金融界と相通じる」金融である。

引用文献

Adams, D. W. (1995). "From Agricultural Credit to Rural Finance". *Quarterly Journal of International Agriculture* 34, No. 2: 109-20.

朝倉孝吉『農業金融論』思索社、1949年。

Barry, P. and L. Robinson, "Agricultural Finance: Credit, Credit Constraints, and Consequences", B.R. Garder and G. C. Rausser (eds.), *Handbook of Agricultural Economics*, Vol. 1A, Elsevier, 2001.

Carter, M., "Equilibrium Credit Rationing of Small Farm Agriculture", *Journal of Development*

- Economics, Vol. 28, 1988.
- 荏開津典生『農業経済学』（第3版）、岩波書店、2008年。
- FAO and GTZ, AFR (Agricultural Finance Revisited) No. 1, *Agricultural Finance Revisited: Why?*, FAO, 1998.
- FAO and GTZ, AFR (Agricultural Finance Revisited) No. 2, *Agricultural Finance: Getting the Price Right*, FAO, 1998.
- FAO and GTZ, AFR (Agricultural Finance Revisited) No. 3, *Better Practices in Agricultural Lending*, FAO, 1999.
- Harper, M, "Microfinance and farmers: Do they fit?", T. Dichter and M. Harper, *What's wrong with Microfinance?*, Practical Action Publishing, 2008.
- Hoff, K. and J. Stiglitz, "Imperfect Information and Rural Credit Markets -Puzzles and Policy Perspectives", *The World Bank Economic Review*, No. 3, Vol. 4, 1990.
- 伊藤清蔵『農業金融論』裳華堂、1900年。
- 泉田洋一「農業政策金融の組織と構造」荏開津典生・樋口貞三編『アグリビジネスの産業組織』東京大学出版会、1995年。
- 泉田洋一「取引費用概念と農業金融」『農業経済研究』第67巻第3号、1995年。
- 泉田洋一『農村開発金融論』東京大学出版会、2003年。
- 泉田洋一「農業・農村金融の新潮流と今後の方向」泉田洋一編著『農業・農村金融の新潮流』農林統計協会、2008年。
- 加藤讓『農業金融論』明文書房、1983年。
- 河田嗣朗『農業金融の理論と実際』有斐閣、1939年
- 小平権一『農業金融論』昭和前期農政経済名著集、農文協（加藤讓解題）1981年による（原著は1930年刊行）。
- Lee, W. F., Michael Boehlje, A. G. Nelson, and W. G. Murray, *Agricultural Finance*, 8th edition, Iowa State University Press, 1988.
- 牧野輝智『農業金融』、日本評論社、1925年。
- Morvan-Roux, S., "Is Microfinance the Adequate Tool to Finance Agriculture?", Armendariz B. and L. Marc, *The Handbook of Microfinance*, World Scientific, 2011.
- 農林水産省『平成5年農林水産制度金融の手引き』、ぎょうせい、1993年。
- 農林水産金融研究会編『図説農林水産金融84講』、創造書房、1984年。
- 農林水産省『食料・農業・農村白書平成23年版』農林統計協会、2011年。
- 大内力『農業問題』岩波全書、1951年。
- 齋藤仁『農業金融の構造』東京大学出版会、1971年。
- 鈴木博・楠本雅弘「農業金融の諸理論」『昭和後期農業問題論集19 農業金融論』農山漁村文化協会、1986年。
- 竹中久仁雄『金融市場と農業金融』御茶ノ水書房、1971年。